

## 大分県立芸術文化短期大学と毎日新聞西部本社の寄付講座に関する協定書

大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」という）と毎日新聞西部本社（以下「乙」という）は、甲における寄付講座開設に関して、次の通り協定（以下「本協定」という）を締結する。

### 第1条（目的）

本協定は、甲と乙の協力・交流を促進し、相互の発展に資するとともに、甲や地域の学術振興に寄与することを目的とする。

### 第2条（協力事項）

甲及び乙は前条の目的を実現するため、甲は甲の学生の他に学外者も聴講できる公開講座として講座を開設し、乙は社員ならびに関係者を講師として派遣し、連携協力を努める。なお、各事項に関する具体的内容については、別途協議して決めることとする。

- (1) 開設する講座名
- (2) (1)を通じた学生の教養深化と地域社会への貢献
- (3) 甲および乙の人的ネットワークの相互活用
- (4) 講座の広報
- (5) その他、甲及び乙が協議して認めた事項

### 第3条（講師）

講師は、乙の社員、関係会社・団体などから派遣し、その陣容については乙が責任をもつものとする。

### 第4条（費用）

甲及び乙は、本協定に基づいて行う講座に関しては、原則として互いに対価を求めない。ただし、費用が発生した場合には、甲乙協議のうえで別に定めるものとする。

### 第5条（担当責任者）

本協定に基づく協力を行う際の調整担当責任者は次の通りとする。

- (1) 甲においては、講座を担当する教授
- (2) 乙においては、大分支局長



条 (期間)

- 1. 本協定の締結期間は、契約締結日から平成22年3月31日とする。次年度以降も講座を開設する場合は、本協定を自動更新する。
- 2. 本協定の協力関係について、継続しがたい事由が発生したときは、甲乙の協議に基づき、協力関係を終了する。この場合、甲及び乙は費用の請求、求償を行わず、異議、不都合、その他不服を述べないものとする。

第7条 (協議)

本協定に定めがない事項または協定の解釈につき、疑義または紛争が生じた事項については、甲乙ともに信義誠実の原則に従い協議の上、解決する。

本協定書は2通作成し、各自記名捺印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成21年7月1日

甲 大分県大分市上野丘東1番11号  
大分県立芸術文化短期大学長

中山 欽吾



乙 福岡県北九州市小倉北区紺屋町13番1号  
毎日新聞西都本社代表

田中 青史

